

### 3. 図書館協議会

久留米市立図書館協議会委員

図書館法第15条区分	氏名	役職名又は所属
学校教育の関係者	荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会
	檜橋 関子	久留米市小学校長会
	佐野 淳	久留米市中学校長会
	高松 大輔	筑後地区公立高等学校等校長協会
社会教育の関係者	松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	稲益 英子	久留米市社会教育委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	永松 千枝	図書館ボランティア（北野図書館）
	富田 春美	図書館ボランティア（城島図書館）
	井上 雪乃	図書館ボランティア（音訳）
	段 智久	久留米市保育協会
学識経験者	権藤 智喜	久留米市議会議員
	永利 和則	日本図書館協会
	遠山 潤	久留米大学
	松井 恵美子	福岡県立図書館
	梅野 智美	九州大谷短期大学

注) 任期は、令和4年6月30日まで

### 4. 運営方針

市民自らの学習による教養やレクリエーション向上に資する場として親しまれ、期待される近代的図書館づくりに努める。

- (1) 図書、記録など市民の求める資料を積極的に収集、整理、保存し、活用にする。
- (2) 図書館内外（移動図書館、団体貸出）を通じ、奉仕活動の充実を図る。
  - ① 児童に対するサービスの重視
  - ② レファレンス（参考業務）、予約、相談業務の充実。
- (3) 市民の自主的読書要求を支援し、必要な行事・事業を行う。
- (4) 快適に利用できるよう、施設、設備などの環境の整備充実に留意する。
- (5) 業務の改善、職員の資質向上に努め、サービスの向上に努める。
- (6) 国会図書館、その他の図書館との相互協力、学校教育・社会教育などの機関、施設などとの連携協力を努める。